

# 牧之原市 新型コロナウイルス感染症 対策利子補給金のお知らせ

(令和2年7月1日時点)

牧之原市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経営が悪化した中小企業や小規模事業者向けの支援策として、県制度融資を利用した事業者に対する利子補給制度を新設しました。

## 利用対象者

静岡県制度融資「中小企業経営安定資金融資制度」による「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応)」の「セーフティネット4号保証」「セーフティネット5号保証」「危機関連保証」の三制度を利用した中小企業等

※令和2年3月18日から令和2年10月31日までの融資申し込み分が対象になります。

【セーフティネット5号保証について】  
(修正前)

- ① 令和2年3月13日時点の指定業種(508業種)については、令和2年3月18日から令和2年3月31日までの融資実行分
- ② 令和2年3月31日時点の指定業種(587業種)については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの融資実行分



(修正後)

令和2年3月18日から令和2年10月31日までの融資申し込み分

## 補給期間

借入当初から1年間(12ヶ月分)

## 利子補給率

1.4%以内(県が利子補給する分に上乗せし、市が残りの利子を全額補給)

## その他

利子補給方法をはじめ具体的な申請手続き等は、裏面をご覧ください。なお、ご不明な点がございましたら下記の担当課までお問い合わせください。

問合せ先：牧之原市商工振興課・商工振興係  
(電話番号 0548-53-2647)

裏面あり

## 申請期間

1月から12月までに支払った償還利子について、翌年1月4日から1月15日(但し、休祝日を除く)までの期間に申請(補給金支払いは3月末頃を予定)

## 申請書類

- (1) 交付申請書(様式第1号) . . . . . 市ホームページよりダウンロードできます
- (2) 融資決定を証明する書類の写し . . . . . 信用保証決定のお知らせ等
- (3) 借受金融機関の発行する返済一覧表の写し . . . . . 返済一覧表
- (4) 借受金融機関への返済がわかる書類の写し . . . . . 通帳の写し等
- (5) その他市長が必要と認めるもの . . . . . 請求書(様式第3号) ほか

## 申請窓口

〒421-0592  
牧之原市相良 275 牧之原市役所 相良庁舎 2階  
産業経済部商工振興課

## 申請の流れ

- ① 県融資制度取扱い金融機関等に相談し、県制度融資『経済変動対策貸付(新型コロナ枠)』  
「セーフティネット4号保証」「セーフティネット5号保証」「危機関連保証」を申込
- ② 融資決定を受け、融資開始
- ③ 貸付資金に係る利息を返済開始(借入時から年末まで)
- ④ 翌年の申請期間中に交付申請書及び必要書類を市商工振興課へ提出
- ⑤ 審査結果に基づき、交付決定通知書兼交付確定通知書を交付
- ⑥ 請求書に基づき、申請者指定口座へ補給金を振り込み

